

第2章 プラン策定の背景

I 世界の動き

■1975 年（昭和 50 年）

国際連合は、1975 年（昭和 50 年）を「国際婦人年」とし、女性の自立と地位向上をめざして国際的に取り組むことを宣言しました。同年、メキシコシティにおいて開催された「国際婦人年世界会議」では、「平等（男女平等の促進）・開発（経済、社会、文化の発展への女性の参加の確保）・平和（国際友好と協力への貢献）」の 3 つの目標達成に向けて「世界行動計画」を採択しました。

■1976 年（昭和 51 年）

「世界行動計画」の採択を受け、国連は、1976 年（昭和 51 年）から 1985 年（昭和 60 年）までの 10 年間を「国連婦人の 10 年」と定め、女性に対するあらゆる差別をなくすための積極的な活動を展開する期間とし、加盟国に対して「世界行動計画」の推進を呼びかけました。

■1979, 80 年（昭和 54, 55 年）

「国連婦人の 10 年」の活動がスタートして、4 年目の 1979 年（昭和 54 年）、あらゆる領域における女性差別撤廃を目的とした女性のための憲法というべき「女子に対するあらゆる形態の差別の撤廃に関する条約」（以下「女子差別撤廃条約」という。）が 34 回国連総会において採択され、「人間尊重」と「男女の権利の平等」の理念が再確認されました。

翌 1980 年（昭和 55 年）、デンマークのコペンハーゲンで開催された「国連婦人の 10 年中間年世界会議」においては「国連婦人の 10 年後半期行動プログラム」が採択されるとともに、女子差別撤廃条約の署名式が行われました。

■1985 年（昭和 60 年）

1985 年（昭和 60 年）の「国連婦人の 10 年最終年世界会議」においては 10 年間の取り組みの成果を評価し、2000 年に向けてのガイドラインとして「婦人の地位向上のためのナイロビ将来戦略」が採択されました。

■1995 年（平成 7 年）

1995 年（平成 7 年）到北京で開催された「第 4 回世界女性会議」においては、

女性の地位向上をうたった「北京宣言」と、2000 年に向けて世界的に取り組むべき優先課題を盛り込んだ「行動綱領」が採択されました。このように、女性の地位向上のために各国が取り組むべき行動指針が、見直しと評価を繰り返しながら更新されています。

■2000 年（平成 12 年）

2000 年（平成 12 年）には、ニューヨーク国連本部において「女性 2000 年会議」が開催され、北京行動綱領の完全実施に向けた決意を表明する「政治宣言」と、行動綱領の更なる実践促進を盛り込んだ「成果文書（更なる行動とイニシアティブに関する文書）」が採択されました。

■2005 年（平成 17 年）

2005 年（平成 17 年）には、これらの行動綱領や成果文書の評価・見直しを目的とした「国連婦人の地位委員会（北京+10）」が開催され、これまでの男女平等に関する達成事項を歓迎するとともに、完全実施に向けた一層の取り組みを国際社会に求める宣言が採択されました。

Ⅱ 国の動き

■1975 年（昭和 50 年）～

わが国においては、国際婦人年を契機として、1975 年（昭和 50 年）、内閣総理大臣を本部長とする「婦人問題企画推進本部」が設置されました。1977 年（昭和 52 年）には、向こう 10 年間の女性に関する行政の課題及び施策の方向を明らかにした「国内行動計画」が策定され、1981 年（昭和 56 年）にはその目標設定のため「国内行動計画後期重点目標」が策定されました。

■1985 年（昭和 60 年）～

1985 年（昭和 60 年）には、「男女雇用機会均等法」の制定をはじめとする法律・制度の整備を行うとともに、国連で採択された「女子差別撤廃条約」を批准しました。さらに、1987 年（昭和 62 年）には「ナイロビ将来戦略」を受けて、「西暦 2000 年に向けての新国内行動計画」が策定されています。1991 年（平成 3 年）には、この計画が見直され、あらゆる分野に男女が平等に共同して参画する「男女共同参画型社会の形成」を目指し、積極的な施策が推進されることになりました。

■1994 年（平成 6 年）～

1994 年（平成 6 年）、政府は「婦人問題企画推進部」を「男女共同参画推進本部」へ改め、総理府に「男女共同参画室」を設置するとともに、「男女共同参画審議会」を設置しました。男女共同参画審議会では、1996 年（平成 8 年）に「北京宣言及び行動綱領」を受けて「男女共同参画 2000 年プラン」が策定され、21 世紀初頭を目標とした施策の方向性が示されました。また、1997 年（平成 9 年）には「男女雇用機会均等法」の改正が行われ、育児・介護休業制度の見直しや、新たにセクシュアル・ハラスメントに関する規制等が盛り込まれました。

■1999 年（平成 11 年）～

1999 年（平成 11 年）6 月には、男女共同参画社会の形成に関する基本理念や国、地方公共団体、国民の責務等を定めた「男女共同参画社会基本法」が施行され、これに基づき、2000 年（平成 12 年）12 月には「男女共同参画基本計画」が策定されました。この計画では、11 の重点目標が掲げられ、男女共同参画社会の実現に向けて 2010 年までに取り組むべき施策の方向性と、2005 年までに実施すべき具体的な施策が示されました。さらに、2005 年（平成 17 年）12 月には「男女共同参画基本計画（第 2 次）」が策定され、10 の重点目標が掲げられています。

この間、2001 年（平成 13 年）には内閣府に「男女共同参画会議」と「男女共同参画局」が設置され、「男女共同参画週間」を設ける等、国民に対する啓発の取り組みが強化されました。また、同年には「配偶者からの暴力の防止及び被害者の保護に関する法律」（配偶者暴力防止法）が施行され、2004 年（平成 16 年）には、一部改正されるとともに、「配偶者暴力防止法に基づく基本方針」が策定されました。

Ⅲ 岐阜県の動き

■1977 年（昭和 52 年）～

県においては、1977 年（昭和 52 年）に民生部児童家庭課に婦人問題担当が設置され、1979 年（昭和 54 年）には環境部県民生活課に婦人問題担当が移りました。同年には「婦人問題懇話会」が設置され、1981 年（昭和 56 年）に「婦人の地位と福祉の向上に関する提言」が行われ、1982 年（昭和 57 年）に総務部青少年婦人課に担当が移りました。1984 年（昭和 59 年）には「家庭生活における婦人の地位向上に関する提言」が提出されるとともに、「婦人問題推進会議」が設置され、様々な審議を経て、1986 年（昭和 61 年）に「岐阜県婦人行動計画」が策定されました。

■1989 年（平成元年）～

1989 年（平成元年）には、「婦人問題懇話会」を発展解消した「女性の世紀 21 委員会」が設置され、1991 年（平成 3 年）には「調査研究報告書」、1993 年（平成 5 年）には「男女ともに人間として豊かな生活を創造し、個性を持った自己実現が認められる社会を目指すための提言」が行われました。1993 年（平成 5 年）には女性行政を担当する女性政策室が設置されています。そして、1994 年（平成 6 年）には、この提言と「婦人行動計画」策定後の社会構造の変化に対応するために、「女と男のはあもにいプランーぎふ女性行動計画ー」が策定され、5 年間の施策の方向が示されました。

■1996 年（平成 8 年）～

1996 年（平成 8 年）には女性施策が県政の特定課題に位置づけられたことから女性政策室が女性政策課に拡充されました。1998 年（平成 10 年）には、「女性の世紀 21 委員会」から提出された「意識改革」「社会参画」「豊かに生きるための条件整備」の 3 つの課題を中心とする「第 3 次ぎふ女性行動計画の新たな展開への提言ー『変革』と『創造』をめざしてー」等を踏まえて、1999 年（平成 11 年）には「ぎふ男女共同参画プラン」が策定されました。同年には女性政策課にかわって地域県民部男女共同参画課が設置され、2002 年（平成 14 年）には男女共同参画室と名称変更しています。

■2003 年（平成 15 年）～

2003 年（平成 15 年）には、「岐阜県男女が平等に人として尊重される男女共同参画社会づくり条例」が制定され、県の男女共同参画社会形成について基本的な考え方等が定められました。2004 年（平成 16 年）には、「岐阜県男女共同

参画計画」が策定され、男女共同参画社会実現に向けた新たな施策が展開されることとなりました。

2006 年（平成 18 年）には県の組織改編により環境生活部に男女参画青少年課が設置されました。また、同年 3 月には、国が施行した「配偶者からの暴力の防止及び被害者の保護に関する法律」（配偶者暴力防止法）に基づき、「岐阜県配偶者からの暴力の防止及び被害者の保護に関する基本計画」が策定されました。

IV 海津市の動き

■2005 年（平成 17 年）～

市においては、2005 年（平成 17 年）3 月 28 日、海津郡 3 町（海津町・平田町・南濃町）が合併し、企画部企画課に青少年女性政策係を設置し、「海津市男女共同参画プラン」の策定に向け取り組んでいます。また、市民の代表で構成する「海津市男女共同参画策定委員会」、庁内組織として「海津市男女共同参画行政推進委員会」を設置し、男女共同参画の推進のための体制を整備しました。

2005 年（平成 17 年）12 月には市民に対するアンケート調査、2006 年（平成 18 年）6 月には市の職員に対するアンケート調査、同年 7 月には市内の事業所に対するアンケート調査を実施し、男女をとりまく現況と課題の把握に努めました。また、2006 年（平成 18 年）、プランの原案に対するパブリックコメントを実施するなど、幅広い市民の意見をプランに反映させています。